資料５－２

市町村、都道府県、児童相談所の役割等に関する児童福祉法の主な規定について

第10条（市町村の業務）
・児童等の実情の把握、情報提供、相談、指導
・専門的知識、技術は児相に助言を求める　等

第25条（要保護児童発見者の通告義務）
・要保護児童の通告先として市町村が規定

第25条の6（通告を受けた市町村等による状況の把握）
・通告児童の状況把握　等

第25条の7（通告児童等に対し市町村の採るべき措置）
・要保護児童等の支援の実施状況の把握
・§27措置が必要な児童の児相への送致
・都道府県知事の権限である虐待防止法に基づく立入等が必要な児童の都道府県知事または、児相への通知

第25条の8（通告児童等に対し福祉事務所長の採るべき措置）
・児相への送致
・保育の利用等についての都道府県、市町村の長への報告　等

【市町村】

〇児童、妊産婦の相談、調査、指導
〇児童、妊産婦の実情の把握
〇児童、妊産婦への情報提供
〇要保護児童、特定妊婦への支援の実施状況の把握
〇入所措置等が必要な児童等の児相への送致　等

第11条（都道府県の業務）
・市町村間に対する連絡調整、情報提供、援助
・広域的な実情把握
・専門的相談、調査、判定、指導
・一時保護
・里親への情報提供、助言　等

第27条（都道府県の採るべき措置）
・児童、保護者への訓戒
・児童、保護者への指導の委託
・施設入所・家裁送致　等

第28条（保護者の児童虐待等の場合の司法審査手続き）

第11条第3項
・§11に規定する都道府県の役割をその管理に属する行政庁に委任可

第11条第4項
・§11に規定する里親への助言等について、省令で定める者に委託可

児童養護施設等

第32条（権限の委任）
・§27に規定する入所措置等の児相への委任　等

第25条（要保護児童発見者の通告義務）
・要保護児童の通告先として福祉事務所が規定

第12条（児童相談所の業務）
・主として市町村間の連絡調整、情報提供、援助
・専門的相談、調査、判定、指導
・一時保護
・障害者の日常支援等

第25条の6（通告を受けた市町村等による状況の把握）
・通告児童の状況把握　等

第26条（通告児童等に対し児童相談所長の採るべき措置）
・都道府県知事への報告
・児童福祉司、児童家庭支援センター等への指導委託　等

第33条　児童の一時保護

第25条（要保護児童発見者の通告義務）
・要保護児童の通告先として児相が規定

【児童相談所】

〇専門的相談、調査、判定、指導
〇市町村間の連絡調整、情報提供、援助
〇一時保護
〇入所措置等
〇里親への情報提供、助言
〇児童家庭支援センターへの指導委託　等